

1 (2) 国立・国定公園の役割とその保護管理

国立・国定公園とは

- ・ 国土面積の約 9 %
- ・ わが国を代表する優れた自然の風景地
- ・ 生物多様性保全の中核的役割

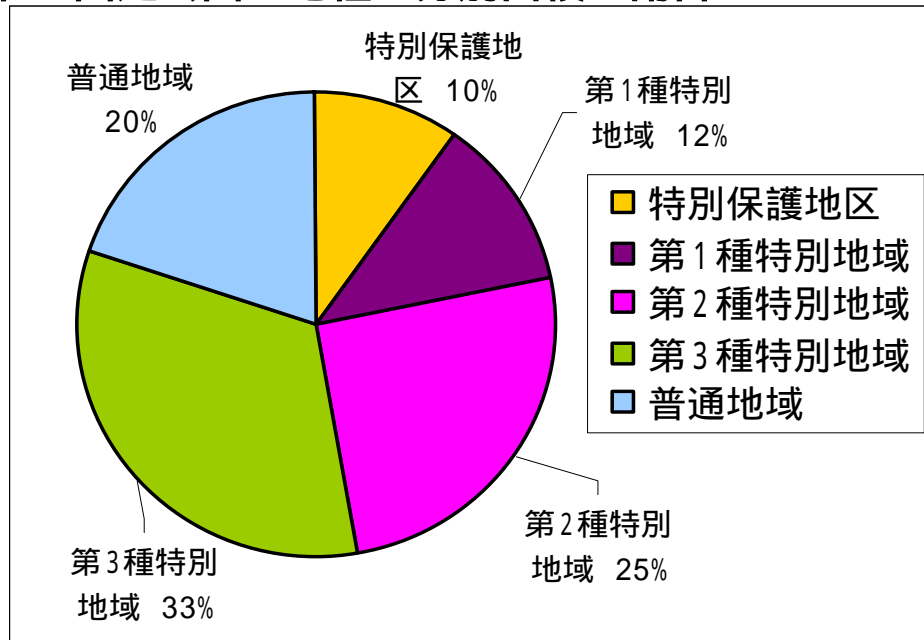


■ 国立公園
■ 国定公園

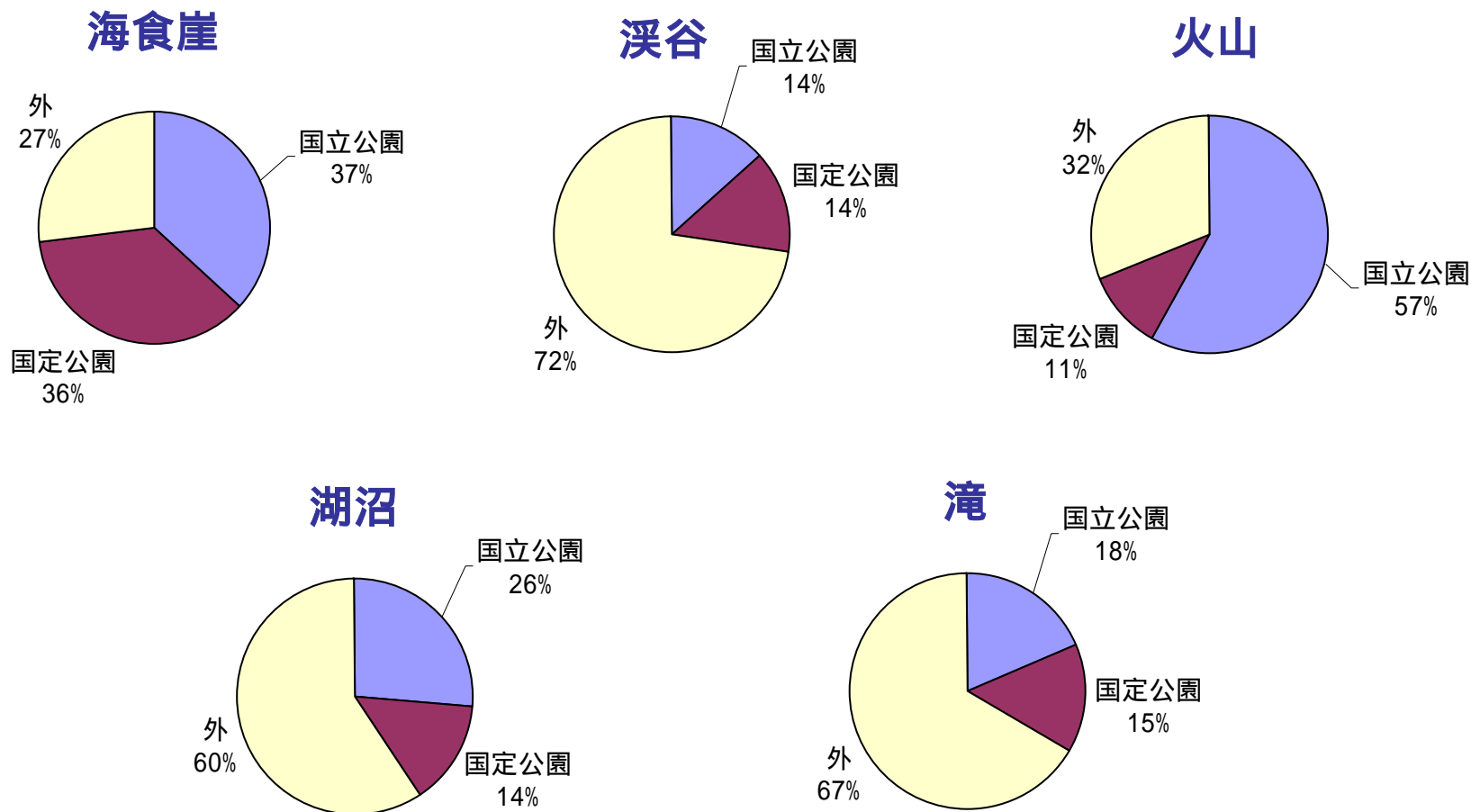
保護規制計画

特別地域	特別保護地区	原生状態を保持	行為の実施は許可制
	第1種特別地域	現在の景観を極力維持	
	第2種特別地域	農林漁業活動について努めて調整	
	第3種特別地域	通常の農林漁業活動は容認	
海中公園地区		海中の景観を維持	届出制
普通地域		風景の維持を図る	

国立・国定公園の地種区分別面積の割合



国立・国定公園と自然景観資源の保護の状況



国土区分別の各植生区分の占める割合

国立・国定公園によるカバー率

■ 国立・国定公園内 □ その他の地域

1.北海道東部区域

■ 国立・国定公園内	■ 自然林・自然草原	□ 半自然地	□ その他
□ その他の地域			

2.北海道西部区域

■ 国立・国定公園内	■ 自然林・自然草原	□ 半自然地	□ その他
□ その他の地域			

3.本州中北部太平洋側区域

■ 国立・国定公園内	□ 半自然地	□ その他
□ その他の地域		

4.本州中北部日本海側区域

■ 国立・国定公園内	■ 自然林・自然草原	□ 半自然地	□ その他
□ その他の地域			

5.北陸・山陰区域

■ 国立・国定公園内	■ 自然林・自然草原	□ 半自然地	□ その他
□ その他の地域			

6.本州中部太平洋側区域

■ 国立・国定公園内	□ 半自然地	□ その他
□ その他の地域		

7.瀬戸内海周辺区域

■ 国立・国定公園内	□ 半自然地	□ その他
□ その他の地域		

8.紀伊半島・四国・九州区域

■ 国立・国定公園内	□ 半自然地	□ その他
□ その他の地域		

9.奄美・琉球諸島区域

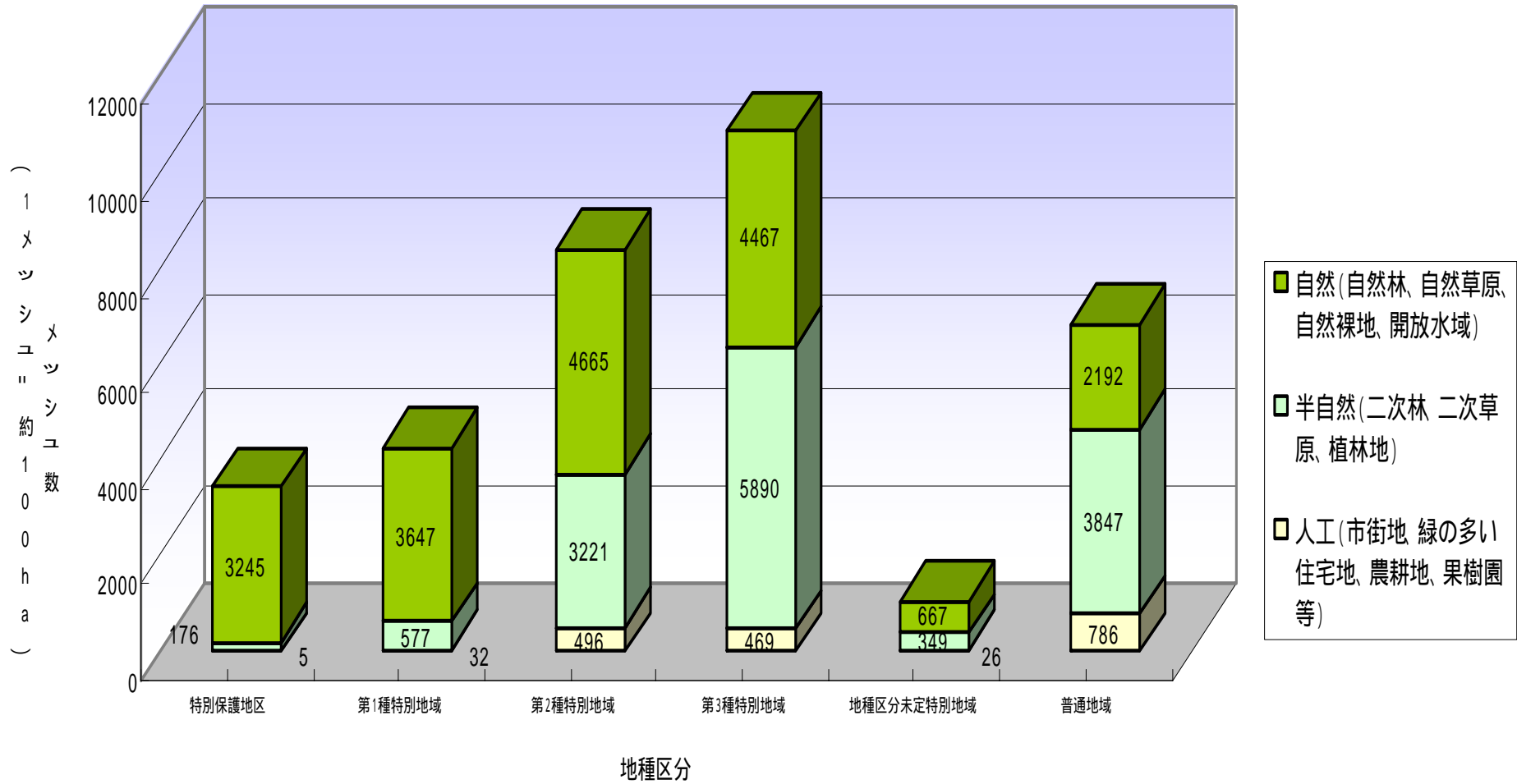
■ 国立・国定公園内	■ 自然林・自然草原	□ 半自然地	□ その他
□ その他の地域			

10.小笠原諸島区域

■ 国立・国定公園内	■ 自然林・自然草原	□ 半自然地	□ その他
□ その他の地域			

各植生区分の占める割合 ■ 自然林・自然草原 □ 半自然地(二次林・二次草原・植林地) □ その他
 (植生自然度9、10) (植生自然度4～8)


国立・国定公園地種区分別の植生自然度





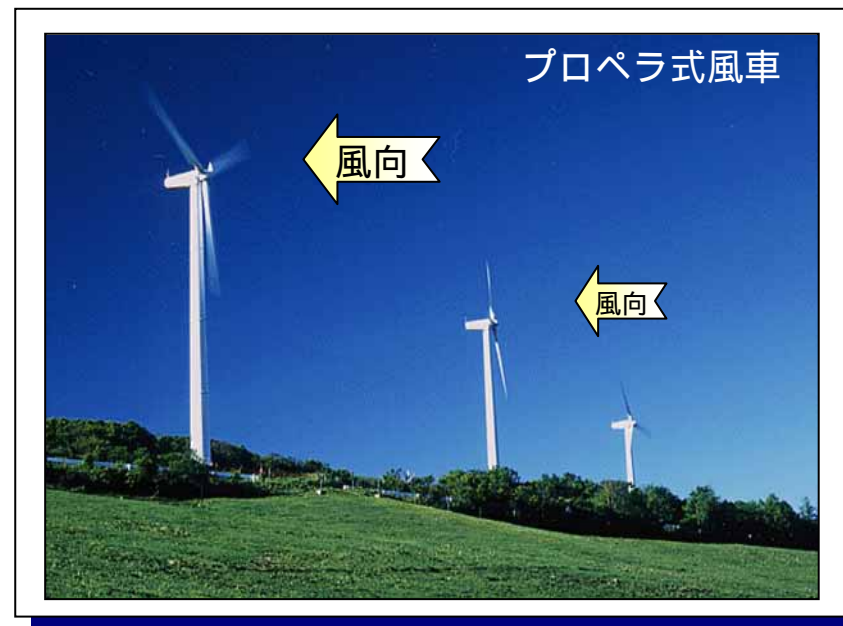
国立・国定公園内における自然公園法上の審査のポイント

- (1) 自然景観の保全の必要度の高い地域（特別保護地区等）については、原則として許可しない
- (2) 公園の風景の維持に支障を及ぼさないものであること
 - ・位置、規模、形態、色彩等と自然景観（自然環境を含む）との関係を判断
 - ・主要な展望地からの展望・眺望対象の保全 等

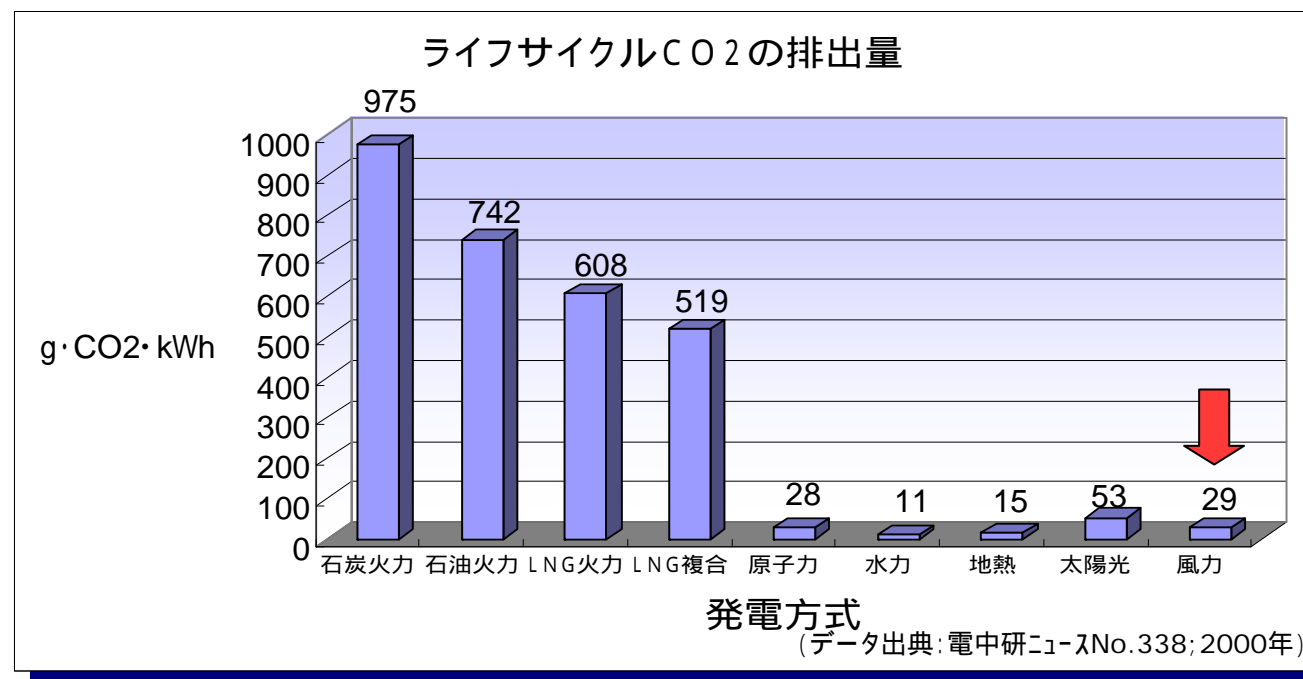
- 
- (3) 大規模開発については事前の環境調査を義務付け
 - (4) 風景に影響を及ぼしうる大規模な行為については、公益性が高い（土地収用法の対象等）場合に限り、
十分な影響軽減措置を講じた上で許容
 - (5) 地域の自然的・社会経済的状况から判断して必要
と環境大臣が特別に認めて指定した地域において、
許可基準を強化・緩和 ...等

2 風力発電施設の特徴及び環境保全上の意義

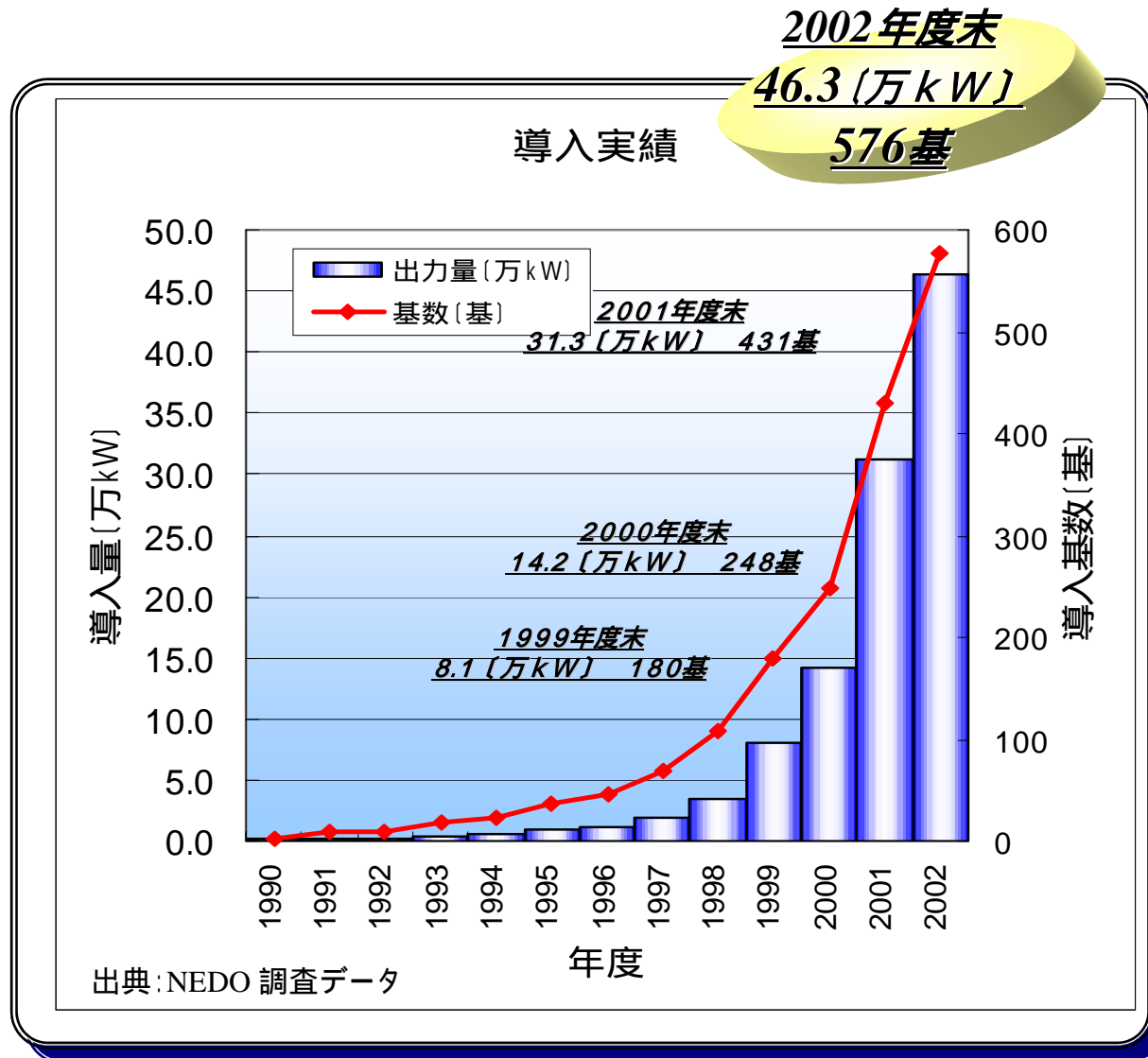
- ・ 風況が良い場所に全国的に立地
- ・ プロペラ型が主流
- ・ 経済性等の観点から風車の大型化が進行
- ・ 効率性の向上等、技術開発の途上にある



- ・ ライフサイクルでの二酸化炭素排出量が他の発電方式と比較して少ない
- ・ 発電に伴い環境汚染物質を排出しない
- ・ 大規模な施設の場合、自然改変による景観や野生生物への影響、騒音、電波障害 等



- ・ 新エネルギーの一つとして、国内における導入を積極的に推進(各種の推進施策の実施)



3 風力発電施設が景観・野生生物等に及ぼす影響と対策

(1) 景観

- ・ 山稜線等、見通しの良い場所に立地し、景観上の影響が大きい



眺望対象
を分断

山稜線上

